

大阪市ひとり親家庭等自立促進計画の基本的な視点

ひとり親家庭の親と子が、自らの意思に基づいてそのライフスタイルや目標を選択し、自己決定できるような「自立生活」を営むためには、安心して子育てできる環境と経済的な安定が必要であり、とりわけ、安定した生活を営むための就業の確保が不可欠である。

このため、就業支援サービスと、その前提となる子育て・生活支援サービスを軸とした施策の推進を図るとともに、親自らがその能力を発揮して生活できるよう、社会全体で支援するような仕組みづくりをめざす。

子どもの生活に関する実態調査を受け、どのようなライフスタイルを選択しても、将来に不安を抱くことなく、安定した生活を営むことができるよう、さらなる施策の充実を図る

ひとり親家庭の
様々な希望を
サポート

就業による自立を図りたい

拡 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 歳出 361百万円（市費 160百万円）[うち制度拡充分 歳出 93百万円]

市独自で給付額を拡充（10万円（月） 14.1万円（月））
保育所等の入所ポイント上乘せ（就学についての点数を30点高く設定）
ひとり親家庭の公平性の確保（みなし寡婦控除を適用）

新 ひとり親家庭専門学校等受験対策事業 歳出 37百万円（市費 37百万円）

専門学校等に入学するための受験対策を実施（受講料の全額補助（上限33万円）、受験対策講座）

学び直したい

拡 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 歳出 12百万円（市費 8百万円）[うち制度拡充分 歳出 7百万円]

市独自で年齢制限を拡充（ひとり親家庭の子 20歳未満 25歳未満）
市独自で補助額を拡充（最大6割(上限15万円) 最大10割(上限25万円)）

新しい家庭を築きたい

新 若年ひとり親の新たな家庭生活サポート事業 歳出 16百万円（市費 16百万円）

ひとり親が結婚する場合、全てのひとり親家庭支援施策の対象外となるが、若年層は経済的基盤が弱く、生活が不安定になりやすい。そのような若年層に対し、期間を設け、サポーターによる相談支援と経済的支援を実施

対象者 ・ 結婚（事実婚を含む）により、児童扶養手当支給の資格を喪失したもの
・ 結婚をした年齢が25歳未満であるもの
・ 結婚相手方の所得については、児童扶養手当の所得基準を準用し、その範囲内とする（生活保護世帯を除く）
給付額 ・ 2万円 / 月（支払月は児童扶養手当の支給月に準じ、4月、8月、12月）（支給期間：2年間）

ひとり親家庭への一貫したサポート ～事業イメージ～



ひとり親
中学校卒業
高校中退等

ひとり親
高校卒業等

ひとり親家庭サポーターによる事前相談

学びなおしを支援

拡充

高卒認定試験
合格支援事業

高卒認定試験合格のための講座を受講し、受講後及び合格時に、受講費用の一部を支給

市独自で

- ・補助額の拡充
最大6割
(上限15万円)
最大10割
(上限25万円)
- ・対象年齢の拡充
こども 20歳未満
25歳未満

就業による自立を支援

新規

専門学校等
受験対策事業

資格をとるための専門学校等に入学するため、一定の準備が必要な方に

- ・予備校受講料を補助
(上限33万円)
- ・受験対策講座を開設
愛光会館で実施

拡充

高等職業訓練
促進給付金事業

就職や転職に有利な資格(看護師、保育士等)を取得するため、修業期間の安定した生活の支援のため訓練促進費を支給

- ・市独自で給付金拡充
10万円(月)
14.1万円(月)

ひとり親家庭の自立へ